

犬山市役所本庁舎における自動証明写真機の設置事業者募集要項

1. 事業及び入札の概要

犬山市（以下「市」という。）は、市有財産（市役所本庁舎の一部）を、自動証明写真機の設置場所として、一定期間貸付けする方法にて、自動証明写真機を設置する事業者（以下、「設置事業者」という。）を1名募集する。

設置事業者選定のため「自動証明写真機の設置に係る市有財産貸付」の一般競争入札を実施し、落札者を設置事業者と決定する。

入札に参加を希望する者は、本要項をよく読み、次の各事項を承知の上、申し込みをすること。

2. 貸付物件

施設名称	所在地	貸付面積（㎡）	設置機器台数
市役所本庁舎 1階	犬山市大字犬山字東畑36番地	5.49	自動証明写真機 1台
		縦(m)×横(m)	
		1.8×3.05	
コンセントの有無	利用目的	貸付場所	
有	自動証明写真機の設置場所のため	【別紙2】貸付位置説明図参照	

- (1) 別添仕様あり。詳しくは【別紙1】仕様書を参照すること。
- (2) 設置する自動証明写真機の面積が、指定する貸付面積に満たない場合においても、指定した面積を貸付けの対象とする。
- (3) 貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地及びその他必要な機器の設置部分を含むものとする。
- (4) 貸付場所（部屋）に付随している入口ドアは市にて撤去する。

3. 入札参加者の資格要件

入札に参加できる者は、次の要件を全て満たしている法人とする。なお入札後、設置事業者として決定した後であっても、各号の規定に該当しなくなると認められる場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

- (1) 自動証明写真機の設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営をする自動証明写真機を官公庁施設に設置した実績があること。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (4) 市の指名停止の措置又は不利益処分（違法又は不適當な行為によるものである場合に限る）を受けていないこと。

(5) 国税、愛知県税、犬山市税の未納がないこと。

4. 自動証明写真機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態契約の内容

- ① 自動証明写真機の設置は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、市が設置事業者に対し、市有財産を貸付する方法により行う。
- ② 上記貸付は借地借家法第38条の規定に基づく有償貸付契約を締結するため、貸付期間満了時において契約の更新は行わない。

(2) 貸付期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とする。ただし、契約期間中であっても、市が公用・公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、契約の解除をする場合がある。

(3) 貸付料等

① 貸付料

落札者が入札した額に消費税及び地方消費税を加算した金額を、1年間の貸付料とする。貸付料は、市の発行する納入通知書により、市の指定する期限までに納入すること。(納入通知書の発行は、毎年度6月を予定)

なお、貸付料の年額の契約金額に係る消費税及び地方消費税は、市が発行する納入通知書の発行時において適用される消費税率を適用する。

② その他の必要経費

自動証明写真機の設置及び撤去に関する工事費(電気工事含む。)、移転費等の費用は、全て設置事業者の負担とする。また、光熱水費についても、設置業者の負担とし、年額電気使用料(設置期間が1年に満たない場合はその期間の額)を市が指定する期限までに全額納入すること。電気使用料については、設置事業者にて子メーターを設置して、下記方法で算出する。設置する子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とする。

(年単位の電気使用料の算出方法)

本庁舎全体の電気使用料×(自動証明写真機の電気使用量/庁舎全体の電気使用量)

※本庁舎全体の電気使用料は基本料金を含む。

(4) 設置機器の仕様

【別紙1】仕様書のとおり。

(5) 利用上の制限

- ① 設置する自動証明写真機に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと
- ② 貸付物件を自動証明写真機設置以外の用途に供しないこと。

(6) 契約の解除

施設の維持管理や利用上、自動証明写真機の移動または撤去が必要となった場合は、市は設置場所の変更や契約解除を求め、設置事業者は求めに応じること。この場合において、設置事業者は設置場所の変更や契約解除に関する異議申し立てをしないものとする。

(7) 原状復帰

設置業者は、貸付期間が終了したときは指定期日までに原状復帰すること。

5. 入札申込手続き

前記「3. 入札参加者の資格要件」を満たしていることを審査する。

(1) 申込方法

申込みに必要な書類を受付期間内に13に定める問合せ先へ提出すること。郵送の場合は簡易書留または書留により送付し、受付期間内に必着のこと。

(2) 受付期間

令和3年2月1日（月）から令和3年2月26日（金）までの土・日・祝休日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 申込みに必要な書類（各1部）

① 入札申込書（様式1）

② 誓約書（様式3）

③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（発行日から3月以内のもの）

④ 入札参加資格要件3-(1)の実績証明書類（契約書の写し等）

⑤ 入札参加資格要件3-(2)の許認可等の免許証の写し（該当の場合のみ）

⑥ 国税、愛知県税、犬山市税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）

ア 国税 「法人税」、「消費税及び地方消費税」

イ 愛知県税 「法人事業税」、「法人県民税」、「自動車税」

ウ 市町村税 「法人市民税」、「固定資産税」

⑦ 設置予定の自動証明写真機のカatalog等

（様式自由：設置する機器の仕様、寸法がわかるもの）

なお市の入札参加資格者名簿（物品等）に記載されている者は③⑥の書類は不要とする。

(4) 入札への参加

申込手続きをした者は、6に定める入札に参加すること。

(5) その他

入札保証金及び契約保証金については、免除する。

電話、FAX、インターネットによる受付は行わない。

6. 入札執行の日時等

次のとおり一般競争入札を実施する。

(1) 件名

自動証明写真機の設置に係る市有財産貸付

(2) 日時

令和3年3月3日(水) 午前10時00分

(3) 場所

犬山市役所 2階 201会議室

7. 入札方法等

(1) 入札書の様式は、様式2を使用すること。

※定型封筒(長形3号など)に入れた上で封をし、押印(印鑑証明印)するとともに、その封筒の表面に入札件名を油性ボールペン等で記入すること。

※封筒の記入については、別紙「入札の留意事項」を参照

(2) 入札金額は、貸付料の年額を消費税及び地方消費税を含まない価格(100円単位)で記入すること。

落札後の契約金額については、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって貸付料の年額とする。

(3) 市の予定価格以上の最高価格で有効な入札を行ったものを落札者と決定する。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。

(4) 予定価格に達しない場合、直ちに再入札を行う。入札回数は、第1回を含め3回以内(3回分の入札書を準備)とする。

(5) 代表者以外の方が入札に出席される場合は委任状(様式4)が必要となる。

(6) 入札を辞退される場合は、その旨文書(任意様式)にて連絡すること。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

① 入札参加者資格のない者が入札したもの

② 指定の期間内に入札申込手続きをしなかった者が入札したもの

③ 入札価格、日付、住所、氏名及び押印(印鑑証明印)のないもの又はこれらが分明でないもの

④ 入札書の訂正をしたもの

⑤ 入札に関し、不正な行為を行った者が入札したもの

⑥ その他入札に関する条件に違反したもの

(8) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを延期する。これにより入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

8. 契約の手続き

落札者(設置事業者)は、市と契約書を取り交わすこと。

9. 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

(1) 正当な理由なく、市が指定する期日までに契約書の取り交わしに応じなかったとき。

- (2) 設置事業者が入札参加資格を失ったとき。
- (3) 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明したとき。

10. 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が市役所本庁舎における自動証明写真機の設置を辞退し、新たな設置事業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置事業者の次に高い価格で入札を行った者を設置予定事業者とし、新たな設置事業者を決めることができるものとする。

11. 一般競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間、市役所本庁舎における自動証明写真機の設置事業者に関する一般競争入札参加資格を失う。

- (1) 設置事業者が指定する期日までに契約書の取り交わしに応じなかったとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 正当な理由なく、市役所本庁舎における自動証明写真機の設置を辞退したとき。
- (4) 設置事業者に帰する事由により、市の行政財産の貸付契約を解除されたとき。

12. その他

- (1) 入札及び契約の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。市で定めた保存年限満了後、市の責任において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (3) 本業務は、この要項のほか、地方自治法、地方自治法施行令、市暴力団排除条例その他関係法令等の定めるところによる。
- (4) 市ホームページ上で決定金額及び設置事業者名を掲載する。

13. 問合せ先

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地 犬山市役所1階 市民部市民課

電話：(0568)44-0303 FAX：(0568)44-0362 Eメール：020100@city.inuyama.lg.jp

受付時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土日を除く）

- ・質問は書面(様式不問)にて、FAX、Eメール、郵送又は持参すること。
- ・質問及びその回答については、入札参加者全員が把握すべき内容と市が判断した場合は、入札参加者全員に通知する。

14. 参考データ

参考のため、市の状況を下記のとおり示す。

令和2年12月31日現在 総人口 73,398人